

子どもの栄養とビジネスの関わり

2016年6月15日 2016年ステークホルダーエンゲージメントプログラム

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

アドボカシー・マネージャー 堀江由美子



Save the Children
JAPAN

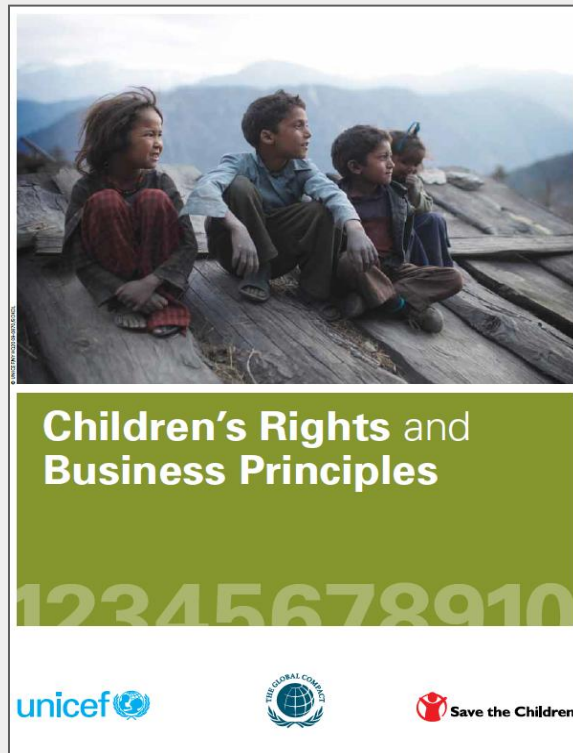
セーブ・ザ・チルドレンとは

すべての子どもにとって
生きる、育つ、守られる、参加する
「子どもの権利」の実現をめざして97年



- 1919年に英国で創設、日本は1986年に設立
- 創始者が「子どもの権利条約」のルーツとなる「子どもの権利憲章」（1923）を起草
- 独立した30ヶ国の加盟国、世界120ヶ国以上で子ども支援活動を展開

子どもの権利とビジネス原則（CRBP）

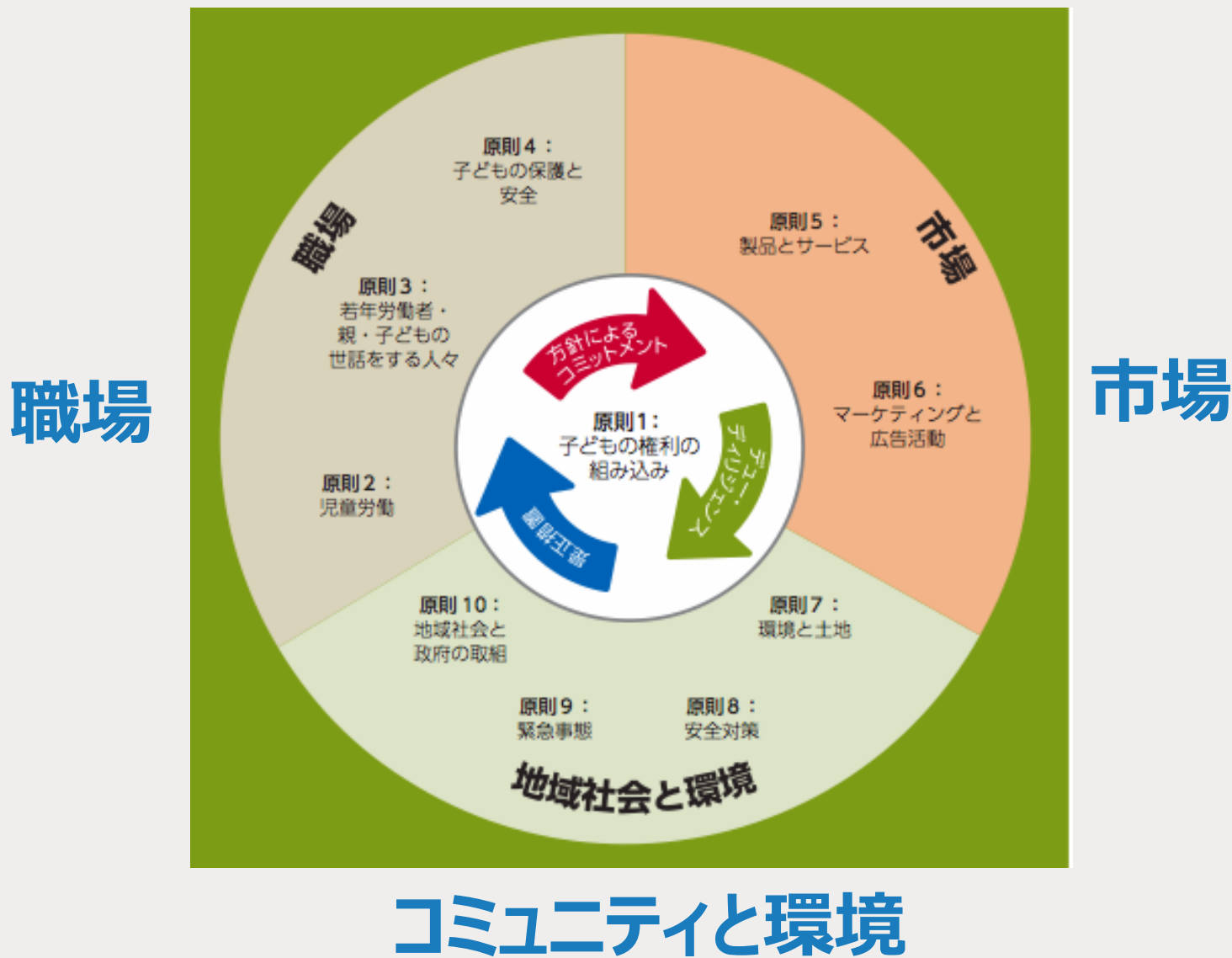


—
子どもの権利の尊重
「負の影響を減らす」

+
子ども権利の推進
「自発的な行動」

- 1 子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする
- 2 すべての企業活動および取引関係において児童労働の撤廃に寄与する
- 3 若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する
- 4 すべての企業活動および施設等において、子どもの保護と安全を確保する
- 5 製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める
- 6 子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う
- 7 環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権利を尊重し、推進する
- 8 安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する
- 9 緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する
- 10 子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する

3分野の10原則で構成



子どもの権利とビジネス： 児童労働だけが課題ではない

590

予防可能な病気で
亡くなる5歳未満児
は年間590万人

1/3

世界の人口22
億人の1/3は
子ども



2 億

飢餓・栄養不良に
苦しむ5歳未満児
は2億人

2.2 億

性的虐待を受け
ている子どもは
年間2.2億人

5700

学校に行けない
子どもは
5,700万人

4 億

絶対的貧困状態
にある子どもは
4億人

1.68

労働に従事して
いる子どもは
1億6800万人

栄養は人権

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

- 1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。
- 2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

子どもの権利条約 第24条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適切な措置をとる。

C. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疫病及び栄養不良と戦うこと。



持続可能な開発目標(SDGs) 目標2

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

■ 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

■ 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。

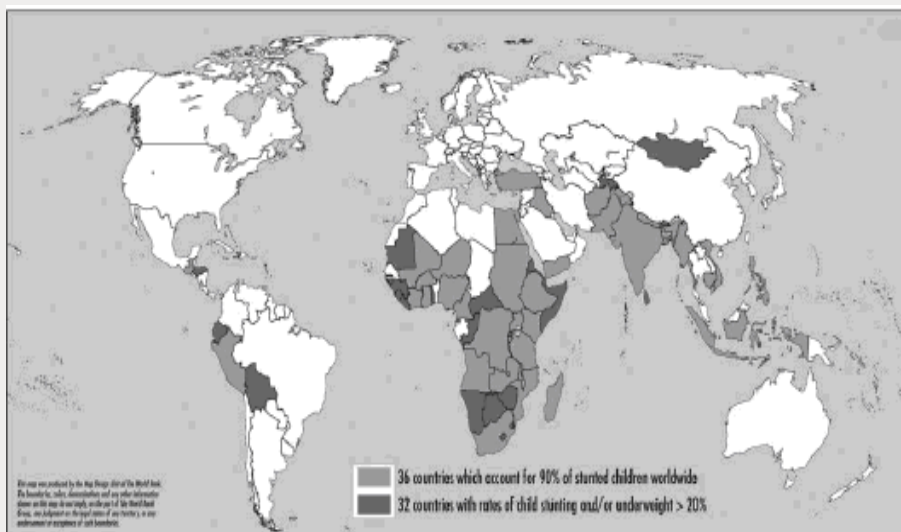
WHOのグローバル目標（2012年）

2025年までの達成目標

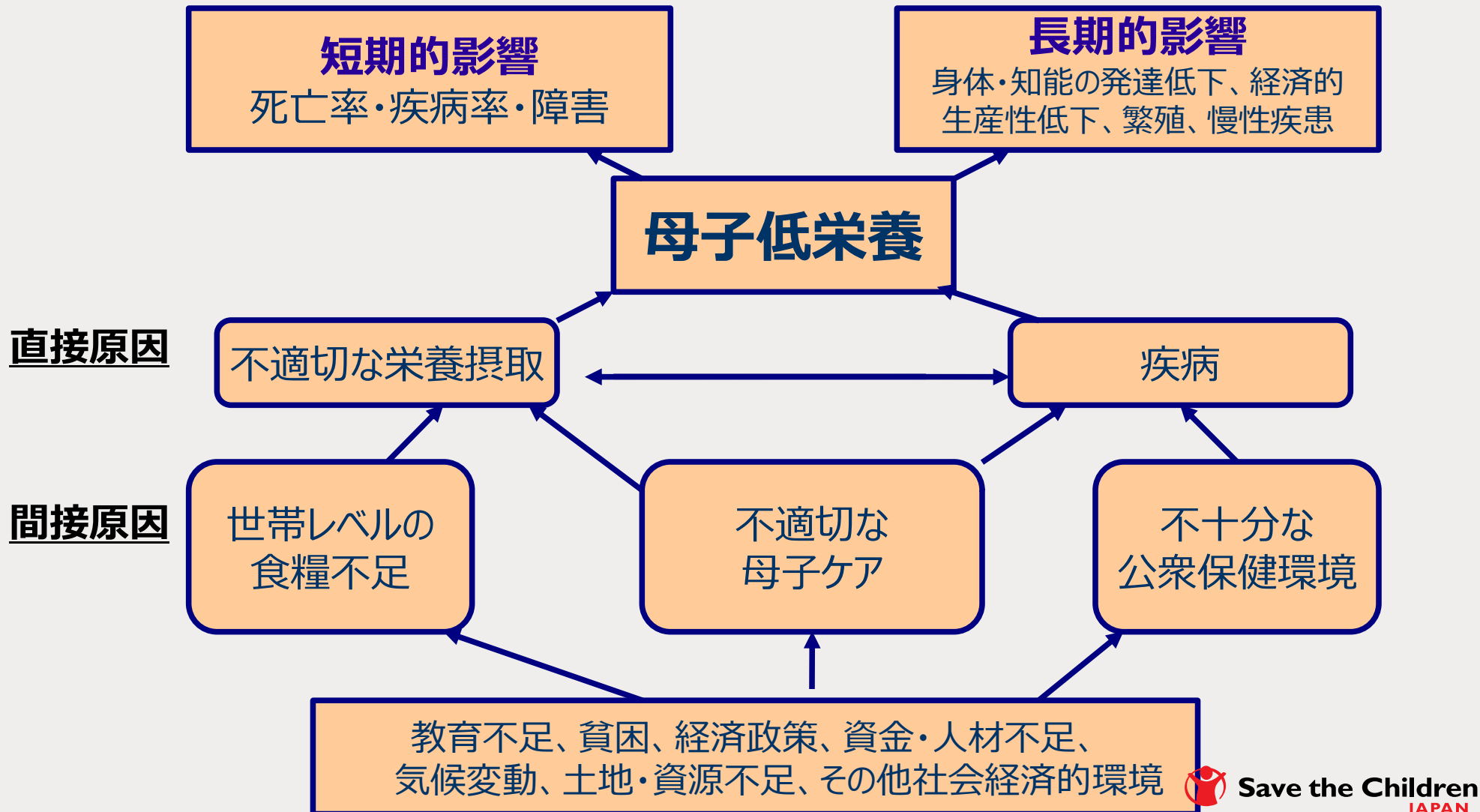
- | | |
|----------|-------------------------|
| Target 1 | 慢性栄養不良の5歳未満児の数を40%削減 |
| Target 2 | 周産期女性の貧血を50%削減 |
| Target 3 | 低体重出産を30%削減 |
| Target 4 | 出世後6ヶ月間の完全母乳育児率を50%まで増加 |
| Target 5 | 子どもの肥満を増加させない |
| Target 6 | 子どもの消耗症の5%削減とその維持 |

栄養不良の実態

- ❖ 栄養不良とは：タンパク質、エネルギー、ビタミン・ミネラルなどの微量栄養素の不足。近年、栄養過多による肥満の問題＝栄養不良の二重負荷も
- ❖ 世界の乳幼児死亡（年間590万人）の約半分(45%)は、栄養不良に起因
- ❖ 世界で約2億人の5歳未満児が栄養不良
（1.6億人が慢性栄養不良、0.5億人が急性栄養不良）
- ❖ 慢性栄養不良児の90%はサブサハラ・アフリカと南アジアの36カ国に集中



栄養不良の要因



栄養不良のインパクト

- ◆ 慢性栄養不良による知的機能や教育、成人時の生産活動や収入レベルへの甚大な影響
- ◆ 途上国の国家歳入に推定2~3%減の影響
- ◆ 乳幼児期の低栄養の予防により、時給が20%増加、賃金が48%増加、貧困から免れる可能性が33%増加、女性が自分のビジネスを起こす可能性が10%増加
- ◆ 栄養への1ドルの投入に対し、16ドルのリターン（2015年世界栄養報告）

G7伊勢志摩サミットにおける 食料安全保障と栄養の扱い



■ 日本政府のアジェンダ ⇒食料安全保障と栄養はアジェンダには上がっていなかった
(昨年のドイツのG7エルマウ・サミットでは、「5億人を飢餓・栄養不良から救う」というコミットメントが発表された)

■ 市民社会の関心課題

- エルマウのコミットメントのフォローアップと具体的行動の提示
- 栄養に対する資金拠出
- エルマウのコミットメントに対する説明責任枠組みの策定

■ G7首脳宣言と「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」 ⇒結果的に大きく取り上げられた

- エルマウ・コミットメントへの言及、飢餓・栄養不良への取り組みの重要性
- 行動ビジョンで女性のエンパワーメント、人間中心のアプローチ、農業・食料システムの持続可能性と強靱性、説明責任の強化など

ビジネスの栄養への影響

- ① 完全母乳育児を妨げる販促活動
- ② 健康的な食習慣を損ねる広告・マーケティング活動
- ③ 自然資源・土地の収奪による食物へのアクセスの妨げや生活基盤の破壊

ビジネスの栄養への影響

① 母乳育児を妨げる企業のマーケティング活動

2016年1月のLancet誌特集：
**「母乳育児が特定の疾病予防に向けた効果を持ち、
年間82万人の子どもの命を救うことにつながる」**

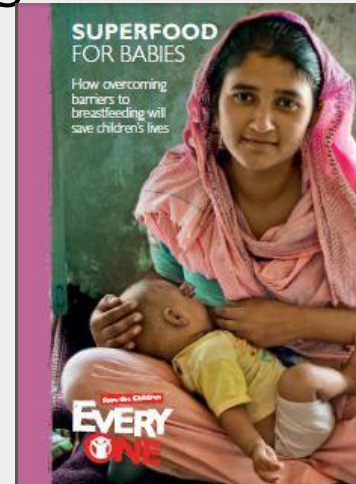


・SCは2013年に“Superfood for Babies-How Overcoming Barriers to Breastfeeding will Save Children’s Lives”、2015年に“Breastfeeding: Policy Matters”を発表。

WHO「母乳代替品の販売促進に関する国際基準」が企業により遵守されておらず、特に途上国において母乳育児の主要な妨げになっていると警鐘

・2016年5月世界保健総会で、「乳幼児の食物に関する不適切な販売促進に関するガイドライン」が採択

⇒ 各国の法制化・規制強化が求められる



ビジネスの栄養への影響

② 健康的な食習慣を損ねる広告・マーケティング活動

世界の45%の国々が、低栄養と肥満の問題に同時に取り組まねばならない

WHOによる食品のマーケティングに対するガイドライン

① Set of Recommendations on the Marketing of Foods and Non-Alcoholic Beverages to Children (2010)

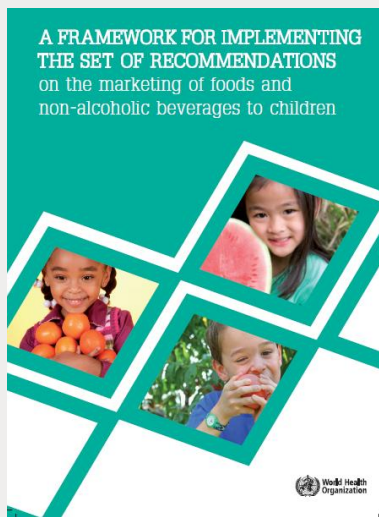
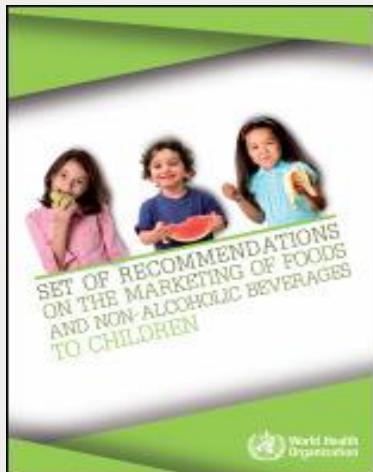
2010年に加盟国に対して、非感染性疾患の増加を懸念し、下記の要素を含んだ食品のマーケティングの影響を最大限に減らすように呼びかけた

- 飽和脂肪酸 (Saturated Fat)
- トランス脂肪酸 (Trans-fatty Acid)
- 遊離糖類 (Free Sugars)
- 塩分

② A Framework for Implementing of the Above Set of Recommendations (2012)

①を実施する為の取り組み方と各国の好事例を記載

- 13歳以下の子どもには直接広告をしてはいけない
- 学校におけるマーケティングを禁止
- 広告の時間と場所の考慮
- ダイレクトマーケティング（おまけつき商品）やインダイレクトマーケティング（スポーツ選手）などの影響



子どもに対する食品のマーケティングに関するポジティブな事例

◆ユニリーバ

「食品と飲料に関する広告とマーケティングガイドライン」の策定

- ✓ 6歳以下の子どもを対象に広告をしない
- ✓ 年齢に適した栄養基準を満たしていなければならない



ビジネスの栄養への影響

③ 自然資源・土地の収奪による食料へのアクセスの妨げや生活基盤の破壊

「世界で最も厳しい貧困と飢餓に見舞われている
国々の肥沃な農地が急速に外国企業により統合・
私物化されている」(Grain, 2009)

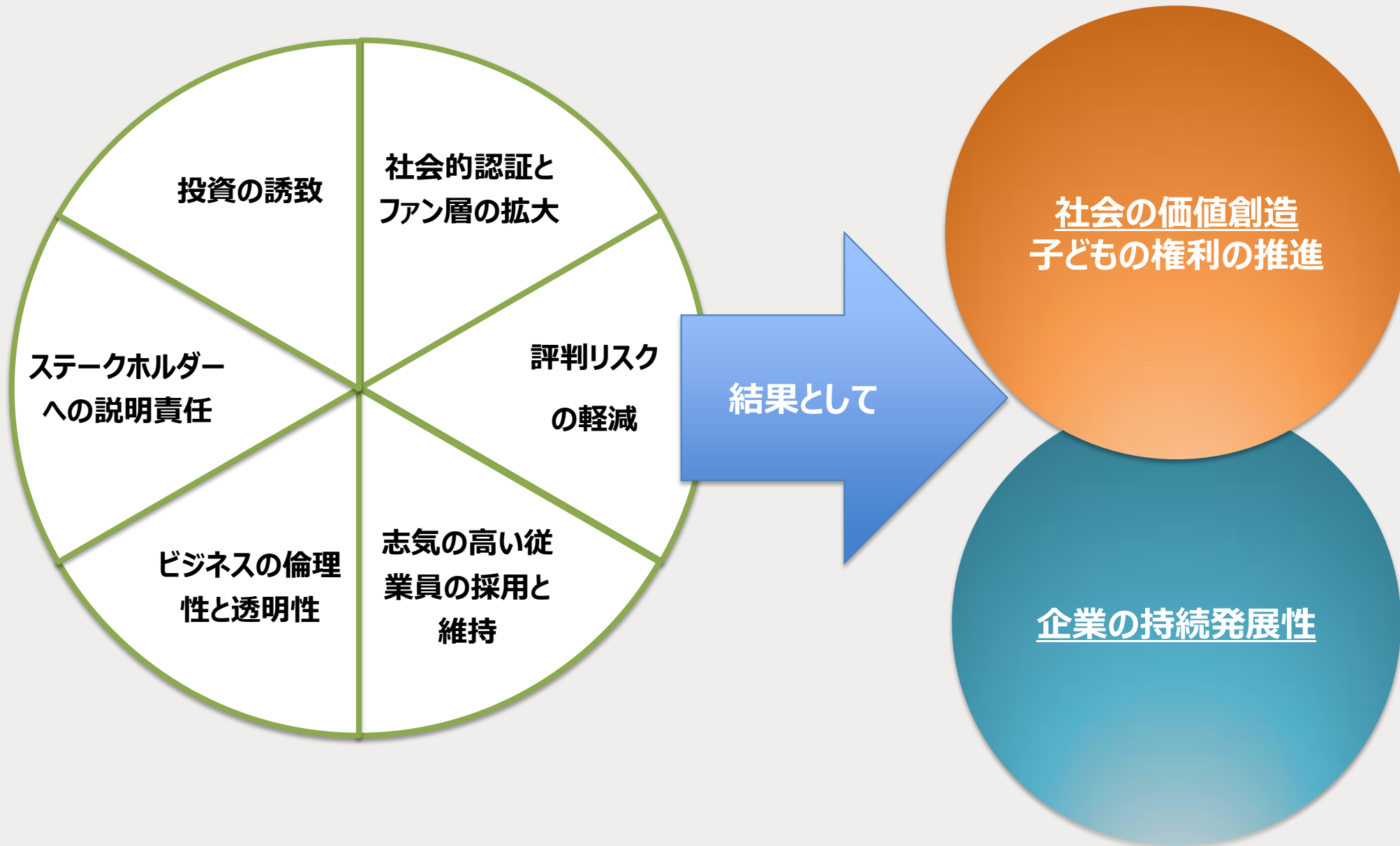
「子どもの権利とビジネス原則」原則7：

b. 企業が事業のために土地を利用・取得する際には、人権への配慮の重要な要素として子どもの権利を尊重する。

- ・地域住民の移転を可能な限り回避するか、最小限にする
- ・子どもの権利への負の影響を特定・対処し、直接影響を受ける地域社会の意思決定への参加、事前かつ情報に基づく合意を確保
- ・住民移転を計画・実施、保障を行う場合は、子どもの教育、保護、健康、適切な食事、適切な生活水準と参加の権利を尊重



子どもにやさしい企業は、持続可能な企業



ご清聴、ありがとうございました

horie.yumiko@savechildren.or.jp